

○総務省令第七十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月八日

総務大臣 鈴木 淳司

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(空中線電力の許容偏差)
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〕～〔六〕 略	〔略〕	〔略〕
七 次に掲げる送信設備 〔一〕～〔三〕 略	二〇	八〇
四 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)		
〔五〕～〔八〕 略		
八 次に掲げる送信設備 〔一〕・〔二〕 略	二〇	
〔三〕 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備		
〔四〕 〔略〕		
〔九〕～十八 略	〔略〕	〔略〕
十九 次に掲げる送信設備 〔一〕～〔四〕 略	二〇	五〇
〔五〕 第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線標定陸上局の送信設備		
〔二十〕 略	〔略〕	〔略〕

〔二〕～五 略
 (小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

改正前

(空中線電力の許容偏差)
 第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〕～〔六〕 同上	〔同上〕	〔同上〕
七 次に掲げる送信設備 〔一〕～〔三〕 同上	〔同上〕	〔同上〕
四 小電力データ通信システムの無線局の送信設備 (五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下及び五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)		
〔五〕～〔八〕 同上		
八 次に掲げる送信設備 〔一〕・〔二〕 同上	〔同上〕	
〔三〕 〔新設〕		
〔四〕 〔同上〕		
〔九〕～十八 同上	〔同上〕	〔同上〕
十九 次に掲げる送信設備 〔一〕～〔四〕 同上	〔同上〕	〔同上〕
〔五〕 〔新設〕		
〔二十〕 同上	〔同上〕	〔同上〕

〔二〕～五 同上
 (小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
 第四十九条の二十 〔同上〕

一 二、四〇〇㎞以上二、四八三・五㎞以下の周波数の電波を使用するもの

「イ 略」

「削る」

「削る」

「略」

「略」

送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。ただし、スペクトル拡散方式（無線標定業務を行うものを除く。ニにおいて同じ。）若しくは直交周波数分割多重方式を用いる送信装置であつて、送信装置の一㎞の帯域幅における等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に(1)から(3)までに規定する一㎞の帯域幅における平均電力を加えたときの値以下となるとき又はガウス型周波数偏移変調方式を用いる送信装置であつて、送信装置の等価平方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に(4)に規定する空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を空中線電力で補うことができるものとする。

「(1)～(4) 略」

ニ 送信空中線は、次の条件に適合すること。

(1) 絶対利得は、一二・一四デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力（スペクトル拡散方式又は直交周波数分割多重方式を用いる無線設備にあつては、一㎞の帯域幅における等価平方輻射電力。(2)において同じ。）が、絶対利得一二・一四デシベルの送信空中線に平均電力が一〇ミリワット（スペクトル拡散方式又は直交周波数分割多重方式を用いる送信装置にあつては、一㎞の帯域幅における平均電力が一〇ミリワット。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散及び周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重及び周波数ホッピングの複合方式を用いるものうち、二、四二七㎞以上二、四七〇・七五㎞以下の周波数の電波を使用する送信装置にあつては一㎞の帯域幅における平均電力を三ミリワットとし、ハ(3)の送信装置にあつては一㎞の帯域幅における平均電力を五ミリワットとする。(2)において同じ。）の空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

「(2) 略」

「略」

「削る」

一 「同上」

「イ 同上」

通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

変調方式は、次のいずれかであること。

(1) 直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式（ただし、無線標定業務を行うものを除く。）

(2) (1)以外のデジタル変調方式

「同上」

送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

「(1)～(4) 同上」

「同上」

(1) 絶対利得は、一二・一四デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力（ハ(1)の方式を用いる無線設備にあつては、一㎞の帯域幅における等価平方輻射電力。(2)において同じ。）が、絶対利得一二・一四デシベルの送信空中線に平均電力が一〇ミリワット（ハ(1)の方式を用いる送信装置にあつては、一㎞の帯域幅における平均電力が一〇ミリワット。ただし、周波数ホッピング方式、直接拡散及び周波数ホッピングの複合方式又は直交周波数分割多重及び周波数ホッピングの複合方式を用いるものうち、二、四二七㎞以上二、四七〇・七五㎞以下の周波数の電波を使用する送信装置にあつては一㎞の帯域幅における平均電力を三ミリワットとし、ホ(3)の送信装置にあつては一㎞の帯域幅における平均電力を五ミリワットとする。(2)において同じ。）の空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

「(2) 同上」

「同上」

「削る」

スペクトル拡散方式を用いるものの拡散帯域幅（その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によつ

〔削る〕

ヘ 周波数ホッピング方式における周波数滞留時間は、〇・四秒以下（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置にあつては〇・〇五秒以下）とし、かつ、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものにあつては、〇・四秒に拡散率（拡散帯域幅）その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によつて輻射される全平均電力の五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。以下同じ。）を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値をいう。以下同じ。）を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が〇・四秒以下であること。

ト ハ(3)の送信装置及びハただし書の規定において等価等方輻射電力の低下分を空中線電力で補う送信装置（周波数ホッピング方式を用いる送信装置及び送信を開始してから四秒以内に周波数切替えを行うハ(4)の送信装置を除く。）は、キャリアセンスを備え付けること。

チ 〔略〕

〔二〇六 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

て輻射される全平均電力の五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。以下同じ。）は、五〇db以上であること。

リ スペクトル拡散方式を使用するものの拡散率（拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値をいう。以下同じ。）は、五以上であること。

ヌ 周波数ホッピング方式における周波数滞留時間は、〇・四秒以下（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置にあつては〇・〇五秒以下）とし、かつ、直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を除く周波数ホッピング方式を用いるものにあつては、〇・四秒に拡散率を乗じた時間内で任意の周波数での周波数滞留時間の合計が〇・四秒以下であること。

ル ホ(3)の送信装置は、キャリアセンスを備え付けること。

ヲ 〔同上〕

〔二〇六 同上〕

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第一号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。